三　４の二、７の二並びに８の一及び三の規定の適用については、顧客が顧客操作装置を使用して金銭を賭けるための操作を行うことにより、レイアウト上の賭けに対応する区画に賭金が置かれたものとみなす。

四　７の一及び８一のイの規定の適用については、ディーラーにより行われることとされる賭金の回収及び返還並びに勝金の支払はディーラー操作式電子テーブルゲームシステムにより行われるものとし、その結果は表示装置に表示されるものとする。

12　電子テーブルゲームシステム等を使用する場合

電子テーブルゲームシステム等を使用するカジノウォー（デッキに相当する表示を使用し、かつ、４三のイ及びロ並びに８に規定する賭けを行う行為であって、それら以外の追加の賭けを行わないものをいう。以下この項において同じ。）を行う場合は、第四に定める方法に従わなければならない。この場合における第四の規定の適用については、１、２、９、10及び11（一から四まで以外の部分に限る。）の規定は適用しないものとし、その他の規定の適用については、次に定めるとおりとする。

一　11の一から四までの規定は、電子テーブルゲームシステム等を使用するカジノウォーを行う場合の第四の規定の適用について準用する。この場合において、11の二中「並びに５の一」とあるのは「、５の一、６の一並びに８の二」と、「宣言は」とあるのは「宣言又は処理（トランプの配布を除く。）は」と、「宣言する」とあるのは「宣言し、又は処理する」と読み替えるものとする。

二　４の三、５の一、６及び８の規定の適用については、トランプの配布は、電子テーブルゲームシステム等の表示装置にその結果が表示されることにより行われたものとみなす。この場合において、表示されるトランプの数字又は文字及びスートは、シャッフルしたスタックを使用した場合に当該数字又は文字及びスートが表示されたトランプが引かれる確率と同じ確率で出現するものとする。

13　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置

一　11又は12に定める場合において、カジノ事業者は、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等が故障したことその他の理由により、11又は12において適用する第四で定める方法によりカジノウォーを行うことができなくなった事実を認識したときは、速やかに当該故障その他の理由により影響を受けた顧客の当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとしなければならない。ただし、当該事実が、６の処理（６二のイただし書に規定する場合にあっては、８一のイ又は８の二前段の処理）が終了した後に発生した場合にあっては、配布されたトランプに従って決定した賭けの勝敗に従った賭金の回収及び勝金の支払を行うものとする。

二　カジノ事業者は、一のただし書に定める措置が該当する顧客の特定が困難であること又は顧客が所在不明であることその他の理由により完了できないと認められる場合は、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

第五　クラップス

１　使用する用具

２個のさいころを使用する。

２　レイアウト

レイアウトは、賭けに対応する区画並びにそれぞれ３三のホに規定するカム、同三のトに規定するドントカム及び同三のリに規定するプレイスに係る４、５、６、８、９及び10の各数字並びに同三のヲに規定するハードウェイに係る４、６、８及び10の各数字に対応する区画並びに当該区画（同三のトに規定するドントカム及び同三のリに規定するプレイスに係る各数字に対応する区画を除く。）を表す名称又は意匠が、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示されたものとする。

３　賭けの受付

一　賭けの受付は、ディーラーが賭けの受付を開始する旨を宣言することによって始まる。

二　顧客は、当該ラウンドにおいて顧客がロール（さいころを転がすことをいう。以下この第五において同じ。）を行う前に、レイアウト上の三に規定する位置に賭金を置くことで、賭金を置いた位置に対応する賭けに参加することができる。この場合において、次のイからニまでに掲げる賭けに対応する位置に賭金が置かれている場合にあっては、それぞれ当該イからニまでに定めるとおり取り扱うものとする。ただし、三のイに規定するパスライン及び三のハに規定するドントパスについては、顧客がカムアウトロール（４の一の規定によるロールをいう。以下この第五において同じ。）を行う前に限り、賭金を新たに置くことができるものとする。

イ　三のイに規定するパスライン又は三のホに規定するカム　それぞれポイント（４の二の規定により決定するポイントをいう。以下この第五において同じ。）又はカムポイント（５の四に規定するカムポイントをいう。以下この二及び三において同じ。）が決定されている場合は、当該賭金を減少させることはできないものとする。

ロ　三のハに規定するドントパス又は三のトに規定するドントカム　それぞれポイント又はカムポイントが決定されている間に当該賭金を減少させた場合は、その間にこれを増加させることはできないものとする。

ハ　三のへに規定するカムオッズ、三のリに規定するプレイス、三のヌに規定するバイ又は三のヲに規定するハードウェイ　カムアウトロールについては、賭けを行う旨を示す印が賭金の上に置かれている場合を除き、これらの賭けは行われないものとする。

ニ　三のリに規定するプレイス、三のヌに規定するバイ、三のルに規定するレイ又は三のヲに規定するハードウェイ　賭けを行わない旨を示す印が賭金の上に置かれているときは、当該印が置かれている間のロールについては、当該賭金に係る賭けは行われないものとする。

三　賭金を置く位置は、次のイからネまでに掲げる賭けの区分に応じ、それぞれ当該イからネまでに定めるとおりとする。

イ　カムアウトロールに係る２個のさいころの出目の合計（以下この第五において単に「出目の合計」という。）が７若しくは11であること又は５の一の規定によるロール（以下この第五において「シーケンスロール」という。）に係る出目の合計がポイントと同じ数字であることに対する賭け（以下この第五において「パスライン」という。）　当該賭けに対応する区画内

ロ　シーケンスロールに係る出目の合計がポイントと同じ数字であることに対する賭け（以下この第五において「パスラインオッズ」という。）　レイアウトに表示された区画の外であって、当該賭けに参加しようとする顧客のパスラインに係る賭金の直近の位置

ハ　カムアウトロールに係る出目の合計が２若しくは３であること又はシーケンスロールに係る出目の合計が７であることに対する賭け（以下この第五において「ドントパス」という。）　当該賭けに対応する区画内

ニ　シーケンスロールに係る出目の合計が７であることに対する賭け（以下この第五において「ドントパスオッズ」という。）　ドントパスに対応する区画内であって、賭けに参加しようとする顧客のドントパスに係る賭金の直近の位置

ホ　当該賭金を置いた直後のシーケンスロールに係る出目の合計が７若しくは11である場合又は当該賭金に係る賭けに対応するカムポイントが決定されている期間のロールに係る出目の合計が当該カムポイントと同じ数字であることに対する賭け（以下この第五において「カム」という。）　当該賭けに対応する区画内